

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	産業観光部観光振興課
委 託 業 務 名	名勝旧竹林院庭園修理工事設計監理支援業務
委託業務場所	大津市坂本五丁目
概 要	名勝旧竹林院庭園修理工事にかかる以下の業務 (1) 現場立会及び協議 (2) 工事監督支援 (3) 変更調整 (4) 現場監理成果の取りまとめ (5) 修理報告書の取りまとめ (6) 検討会・現地指導補助
契 約 期 間	令和8年5月27日から令和9年3月12日まで
契 約 年 月 日	令和8年5月27日
契 約 金 額	3, 6 3 0, 0 0 0 円
契約の相手方	〔所在地〕京都市上京区多門町440-6 〔名 称〕株式会社環境事業計画研究所
契約相手方の 選 定 理 由	本業務は、名勝旧竹林院庭園修理工事に係る設計監理及び有識者による庭園整備検討会の補佐業務である。本工事にかかる庭園調査及び修理方針の策定については、昨年度、文部科学大臣が指定する名勝である庭園の水路調査を実施した実績を有することを条件に入札を実施し、当該事業者にて業務が適切に完了しており、旧竹林院庭園の構造や毀損状況、修理方針や工法等を詳細に理解している。このことから、文化財、国指定名勝庭園としての価値を確保した適正な設計監理支援業務は、当該事業者しかできないため、地方自治法施行令第167条の2第1項2号の規定により、随意契約を行うもの。
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策
随意契約については、別途公表をしています。